

令和3年度(令和2年分所得)から  
適用される市・県民税の主な税制改正に  
ついてお知らせします

税務課市民税係  
☎ 25 1134

### 給与所得控除の改正

給与所得控除が10万円引き下げられます。また控除額の上限となる給与収入は1,000万円から850万円に、控除上限額は220万円から195万円に引き下げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		
1,000万円超	220万円	195万円

### 公的年金等控除の改正

給与所得控除と同様に、公的年金等控除が10万円引き下げられます。また公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に195万5,000円の上限を設定し、他の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額が引き下げられます。

### 基礎控除の改正

基礎控除(現行:33万円)が一律10万円引き上げられます。合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が減少し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用ができなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	一律 33万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		0円

### ひとり親控除の創設および寡婦(寡夫)控除の改正

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)を設定します。

※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載があるかたは対象外です。

	扶養親族		死別	離別	未婚
	有り	子以外			
本人が女性の場合	有り	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	-
	なし		26万円	-	-
本人が男性の場合	有り	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	-	-	-
	なし		-	-	-

※いずれの場合でも本人の所得金額が500万円超の場合は控除の対象外となります

### 所得金額調整控除の創設

給与所得控除の見直しが行われ、給与収入850万円を超える場合の給与所得控除額が引き下げとなりましたが、子育てや介護などの負担があるかた(22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族などが同一生計内にいるかた)については、負担が増加しないよう措置されます。

また、給与所得、年金所得の両方を有するかたについては、給与所得控除および公的年金等控除の両方が10万円ずつ引き下げられることから、負担が増加しないよう片方に係る控除のみを減額する形に措置されます。

### 低未利用土地などの譲渡における所得税および個人住民税の特例措置

個人が、令和2年7月1日～令和4年12月31日の間に、都市計画区域内の譲渡価格が500万円以下の「低未利用土地等」を譲渡するなど、一定の要件を満たす場合、長期譲渡所得から100万円が控除されます。

### 調整控除の見直し

合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除が適用外となります。

## 扶養控除や非課税となる所得金額要件などの見直し

給与所得控除・公的年金等控除の引き下げに伴い、同じ収入金額であっても、合計所得金額・総所得金額などが10万円増加するため、合計所得金額を基準としている扶養控除および非課税措置などにおける所得要件が10万円引き上げられます。

- ・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件が、38万円以下から48万円以下へ変更されます。
- ・配偶者特別控除に関する配偶者の合計所得金額要件が、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下へ変更されます。
- ・勤労学生控除の合計所得金額要件が、65万円以下から75万円以下へ変更されます。
- ・障がい者・寡婦・ひとり親・未成年者に対する非課税措置の合計所得金額要件が125万円以下から135万円以下へ変更されます。

※なお、すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、児童扶養手当受給者に限定せず、合計所得金額が135万円以下のひとり親および寡婦（ひとり親を除く）について、個人住民税を非課税とします（住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載のあるかたは対象外）。

- ・家内労働者などの必要経費の特例要件の最低保証額が、65万円から55万円へ変更されます。
- ・均等割の非課税基準額が10万円引き上げられます。

【改正前】28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+16万8,000円(※1)

【改正後】28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+16万8,000円(※1)

(※1) 16万8,000円は、扶養親族がいる場合に加算します。

- ・所得割の非課税基準額が10万円引き上げられます。

【改正前】35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+32万円(※2)

【改正後】35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+32万円(※2)

(※2) 32万円は、扶養親族がいる場合に加算します。

## 令和2年分の所得税などの還付申告をされるかたへ

伊勢税務署 ☎0596②3191

令和2年分の還付申告で申告相談を希望されるかたは、確定申告会場が開設されるまでの間について、次の日程で事前予約制により確定申告の相談を受け付けしますので、あらかじめ電話などでの予約をお願いします。

**還付申告の例** 公的年金のみの収入のかたや給与所得者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税など）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）などにより還付を受けられるかた

**相談開始日** 令和3年1月4日（月）

**ところ** 伊勢税務署（駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関を利用してください）

予約方法などは次のとおりです。

- ・12月14日（月）から予約の受け付けを開始します。
- ・予約の申し込みは、伊勢税務署 個人課税第一部門までお願いします。

☎0596②3191（代表）（月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時）

※自動音声の案内に従い「2」を選択してください。

- ・予約状況によっては、希望の日時に相談を受け付けできない場合があります。



令和2年分の確定申告期に開設する確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場の混雑を回避する観点から入場制限を行う場合があります。

感染防止の観点からも、多くのかたが訪れる会場ではなく、より安心・安全な自宅からのe-Tax（電子申告）をぜひ利用してください。e-Taxについて、くわしくは国税庁ホームページを参照してください。